

東北民俗学からアジア民俗学へ : 藤原相之助論
(1) (<特集1 : 北方文化研究と民俗学>
)

著者	佐野 賢治
雑誌名	比較民俗研究 : for Asian folklore studies
号	17
ページ	110-123
発行年	2000-03-30
その他のタイトル	A study of Fujiwara Ainosuke(1) : From Northeastern Japanese Folklore to Asian Folklore (<Special Edition : Folkloric Viewpoints for North-east Japanese Culture>)
URL	http://hdl.handle.net/2241/10324

東北民俗学からアジア民俗学へ —— 藤原相之助論 (1) ——

佐野 賢治*

はじめに

藤原 勉は『東北民俗論—日本の古代文化と東北の民俗、その言語民俗学的研究—』(1960刊、東北民俗の会)の「父と語りた」と副題した、あとがきの中で、自ら執筆した「言語民俗」(『宮城県史』20巻民俗篇II 1960)と共に、この著作を父・藤原相之助(慶応3-昭和22年、1867-1947)に是非見て欲しかったと述懐している。

戦前、満州国立陸軍興安学校教授を勤めていた息子、勉が戦後、昭和21年11月3日に引き上げてきた翌、昭和22年12月23日に父、相之助は80才で他界した。死ぬ一週間前まで本を読み、物を書いていたという。物資不足ではありながら、父との一年たらずの生活の中で、共通の話題を親子で話し合うのは何よりも楽しかったという。父親の生涯を医者たるべくして、文学・学問を事とし、東北新聞・河北新報の主筆を勤めたが、還暦以後は病床にあることが多かったと紹介し、還暦祝いに父親に贈った杖を、今は還暦過ぎの自分が使っていることを述べ、「民俗は存在するが、民俗学は作られるべきものである。それを次の世代の若い人々に私は期待している」⁽¹⁾と結ぶ、短いながら味わいのある一文をしたためている。

私が藤原相之助の名前を知ったのは、虚空藏菩薩信仰をテーマにして卒業論文に取り組んでいた時、旧仙台藩を中心にして分布しているウンナン(雲南)神の神格を巡って『旅と伝説』紙上で、アイヌ民族の神名とも関連させた論を展開している藤原の論文を目にしたのが最初である。その後、戊辰戦争史の定説を示したとされる、『仙台戊辰史』(明治44[1911]年7月4日、仙台荒井活版製造所発行、昭和43年5月10日復刻判発行・柏書房)の大著の著者であり、最初の仙台市史編纂主任を務めた(明治41年8月刊、全一卷)ことも知った。以後、民俗学方面の主著である『日本先住民族史』(大正5[1916]年刊)、『東亞古俗考』(昭和18[1943]年)を手に取り、目を走らせ、その博覧強記ぶりに驚かされたものの、内容まで立ち入って読むことはなかった。しかし、比較民俗研究を試行する中で、いつかは東北の民俗を、日本・アイヌ・アジア的視点から論じた藤原相之助・勉父子の民俗学に光を当ててみたいと考えていた。

そのための第一歩として本論ではまず、一般には馴染みの薄い藤原相之助の民俗学方面の関心領域と視点、方法をその著作の紹介を通して検討してみたい。

一、東北民俗研究と『東亞古俗考』

藤原相之助の民俗学方面の主著は『日本先住民族史』(1916)と『東亞古俗考』(1943)である。

*筑波大学歴史・人類学系助教授

前著は大正二、三年頃、河北新報上に掲載したものを修訂した随筆であると相之助は謙遜して例言の最初に書き、著者ではなく、編者としている。後著もまた、『旅と伝説』などの雑誌に寄稿した論文で一書が編まれている。刊行年から見ると順が逆になるが、まず、テーマも多岐に渡り、藤原相之助の問題関心が広く窺える『東亞古俗考』を取り上げる。そこで、①赤人篇と②おしら篇の二部構成に成っている本書の内容紹介もかねて、個別論文にあたる各説ごとの要旨を検討した上で、この書の意味を述べてみたい。

ここでは、各論には長短があるものの、その論旨に注目するために、同程度の長さの要約を試み、また、本人の言葉づかいをなるべく生かすように留意したが、限られたスペースで表現するために現代的な言い回しに変えた表現も多い。また、時代的、学説史の背景の参考に供するため、支那などの語句は原著の表記のままとした。

『東亞古俗考』（春陽堂書店 昭和18 [1943]年5月18日刊、四六判456頁、税込賣價三圓三十八錢）

①赤人篇

一、**赤人考** 異民族を赤人・赤頭と説く由来を、アイヌ語のフレシャム（猩々緋を着た人）の訳語ではなく、汎韃靼人・ツングース人が赤毛で飾った兜を用いたからとする。男鹿半島の赤神五社なども外来の神で、ケンフェル『日本史』はツングース人の動静には詳しい。日本人もアイヌも古来、異民族を赤と呼んだのであり、オロシヤ人を赤人と呼ぶのは最も近來の異族で、その脅威を赤禍と意識したからである。

二、**ねまる日本人** もともと平坐を表す、ネマルという語が東北では「居る」、関東では「寝る」、筑紫では「腐る」に転意する過程を、『下学集』『節用集』などの記載、音韻変化から論じ、人の動作ではなく、物の位置を規制するスワルに替わるとした。スワル生活は武士の発生に関係するとし、坐具を表すアグラの語との関係も論じ、ネマル生活は定住家居する農耕民族式で、遊牧民族式の椅子生活が日本人には合わないとする。

三、**蒙疆民族と日本民族** 日本の上代の占卜法を、雨森芳洲等の説く支那伝来の龜卜説、『釋日本紀』記載の龜卜説、伴信友の正卜説に整理解説したうえで、13世紀訪蒙した宣教師ルブルキの報告などを引いて、蒙古の骨卜法と、日本上代の鹿卜が類似することを論じた。その背景にシャーマニズムがあり、日本古語ノムが祈祷を意味し、蒙古では巫者の祈祷、アイヌ語では神拝を指すことにも意味があるとする。

四、**東洋民族の雑卜** 歌占・橋占・磨石卜・鳥聲卜など雑卜が民族ごとにあることを紹介し、吉田神道家に伝わらない対馬の龜卜の意義を齊藤彦磨の『傍廂』、雨森芳洲『たはれくさ』の記事から論じる。「トホカミエミタメ」の五つの兆しを表す神語は、神人が龜卜の兆しを見て呼ぶ聲で、神人から神人に口伝されてきたと考えられるとし、支那の兩儀・四象・八卦・六十四卦の理屈付けと違うと指摘する。

五、**干支から出た迷信** 丙午の女、方違いなどの迷信が、時間空間を縦横に駆使する陰陽道の十

干十二支に発するもので、古記録の記事を比較検討すると定説はなく、解説についての偽書が多い。『搜神記』等に火災は舞馬の災とみえ、丙午丁未を災の天数とする支那の考えは知られていたが、火刑になった八百屋お七の干支との結び付きは、浄瑠璃などで流布したもので、丙午の女を忌む根拠は何もないのである。

六、蘇民将来の神呪 『備後風土記逸文』『公事根源』『篋篋内傳』記載の蘇民将来故事の来歴を、地名・人名・神名の分析から考証する。平田篤胤はじめ先学の学説を検討しつつ、生地、秋田県生保内で蘇民将来をソミと呼び、修験者が配付したとの伝承から、蘇民将来は新疆地方を源発地として、北韓経由で東北地方に伝播したもので、唐代の漢文化経由の仏典の影響を受けた二流の蘇民将来信仰が日本で合流したと考えられる。

七、書かぬ手紙 近世まで仙台藩領内に50余種残っていたという、木の枝や、草を使つての手紙の実態を、加藤千蔭『万葉畧解』、大鐘弥兵衛『相生集』の記事などを参考にして、古典の玉梓との関係を論ずる。書かぬ手紙の習俗は、恋文や判じものとして、遠州・三河・大和・信濃、九州でも行われていたとし、朝廷や武家での儀式作法の実例も紹介した上で、仙台地方のものが玉結びを残すことで古風を伝えるとしている。

八、手信から石信 言語未発達時代における意思伝達手段としての手の意味を、挨拶で手を打つ倭人の習俗、神との疎通の手段としてのかしわ手を事例にして論じ、手が合成語と成るときには、「タ」に変化し、手の延長、手延ぶの語が、タブートブ（飛ぶ）、タブテーツブテ（礫）、タヨリ・タヨセを生み、音信を文字で書くようになって、手の意味が残った。礫の方は、男女の恋文、神社に小石を奉納する習俗に残った。

九、坪のイシフミと多賀の碑 『新古今集』『山家集』などに歌枕として登場する、ツボの石文は碑自体が存在しない為とその場所を巡ってさまざまな解釈が行われてきた。石の恋文を特定の場所の碑と誤解した為で、駿河賤機神社の祠官が『日本總國風土記殘篇』、『文祿清談』に書き込んだことに由来すると考証する。ツボの碑に擬せられた多賀城碑も『奥羽觀跡聞老志』の著者、佐久間洞巖の偽造ではないかと推測する。

一〇、山伏の石小詰起源 延宝八[1680]年出羽国矢島領上笹子村で山伏和光院が義民一揆に連座したかどで、穴の底に投入され小石で周りから埋められる石小詰の刑に処せられた。その次第は入峰の正装で修験道の作法で執行されたが、死後、靈験あらたかで参詣人が絶えなかった。石小詰は刑罰ではなく、非常に古い葬法がソミカクダと呼ばれる山伏の間に残ったともいえるが、山伏がある靈力を発現する方法と考えられる。

一一、東平王の傳説 宮城県名取郡南長谷の東平王塚は、唐人の墓、按察使惠美朝獵の墓と伝えられ、付近の千貫松原の松の枝は皆、西になびいているという。しかし、日本の史実にも、支那の史実にも関係がない。この伝説は隋代の『文選』第二十二卷、劉孝標の東平の松の故事に由来する。奈良・平安時代の書生は『文選』を暗唱、愛誦しており、よく詩文に引用した。東平王の墓伝説は文芸から発生したものである。

一二、じんく起源考 民謡の甚句の「地の句」由来説には首肯できない。京阪地方では江戸唄に

対し、在来の唄を地唄と呼ぶが、これは地方唄の意味ではなく下地の地、唄の素を表している。ジंकは神供であり、元来、神への調進供物を指したが、神へ奉納する神前歌舞に転じた。さらに、神楽・番楽が専業の人々に委ねられると、その土地の男女による唄踊りだけをジंकと呼ぶようになったのである。

一三、さんさしぐれ解説 伊達政宗が二本松の戦いの戦勝記念に作歌したとされる、「さんさ時雨」は諸国にも、また『閑吟集』などにも類歌があることから、室町期の流行民謡が、政宗の事跡に結び付けられ、婚姻形態とも関係し、婚礼の御祝儀唄として、仙台地方に特徴的に残ったものである。民謡は土地により、時により、その一部分が容易に変えられ、固有名詞も置き換えられ、いずれが元歌か判らないものである。

一四、牛尾菜の唄 菅江真澄翁『鄙廼一曲』は優れた採訪録だが、牛尾菜をシオデと呼ぶ解釈を、塩気があるからとしているが、これはシホテという馬具の形からきている。シヨデコ、シュンデコと出羽では訛るが、牛尾菜を秀子という女子に例え、唄をシヨンデコ節と勝手に解説するのは少し無法である。古い民謡は、知識人の詩歌などの影響を受けず、自然の生物や現象そのものの感覚を直に唄ったものが多いので大切にしたい。

一五、「ひなの一ふし」を読む 柳田國男校訂の『ひなの一ふし』への偶感を書信としてしたためたもの。秋田摺白唄の「しほて」の解釈、出羽語法の特徴、陸奥麦搗唄中の「こくあんじる」、「おまこ」の語義、津刈の田唄「杵すり」の意味の他、「坡」「けふねえま、だ」「何やそれをとらねば」「子腹はつはくとも」「二戸のケンバヒ」「宮古の鶯」「いちにきつちやうにきつちやう」「ばつけ」の語に対する所感と説明。

一六、安達ヶ原の黒塚 陸奥の安達ヶ原の黒塚の福島県安達郡か宮城県名取郡かの所在論争について、新古今集・拾遺集と大和物語、歌集と歌物語の記載の不一致に原因があり、歌の詞書などは歌人が書くのではなく、編者がつけるので信に足らぬとし、源重定が陸奥守であったことから、国府に近い名取郡所在を説く。後に安珍の郷里白河との関係や浄瑠璃「安達ヶ原」の流布により福島県安達郡所在が喧伝されていったとする。

一七、傘連名の古文書 傘連判は江戸時代に、農民一揆の首謀者が特定されぬように案出された盟約書とする見解が出された。傘連名は身分や地位が一見して判明しないようにしたもので、鎌倉末、室町期にはみられた。村の申合せ、氏子の申合せにも使われている。伊達政宗が天正11年米沢の家来に出した傘連名のように、地位身分の平等、少なくとも差を設けない場合に用いられる形式といえる。

一八、石鼓の拓本 土井晩翠氏に満州法政大学の一條教授から贈られた熱河石鼓の拓本を見せられたのを契機に、北京石鼓の刻文との異同を論じる。東亜古文化は、東北民族間で発達した固有文化である大東太古文化と西方遊牧民族による周秦系文化であり、前者は後者に駆逐された。石鼓と周秦系文化を表している刻文は区別して考えるべきである。大東太古文化と日本文化の関係を知る為には、大陸の文化遺物への留意が望まれる。

②おしら篇

一、おしら神考 シラ神は新羅の帰化人の将来した神格であり、後に陰陽道ではシキ神に、神仏法では、白山権現・新羅明神・稲荷大明神・飯縄権現・托着尼天として祀られ、表面上その名目は失せたが、巫女だけが桑の木偶を秘神として祀ってきた。桑の木の木偶人形は巫俗に基づくとし、馬娘婚姻譚の由来については「イタコ祭文」と唐代の「鬪女神傳」の符合を指摘し、中国四川省と日本の東北地方の中間連絡の証明が必要と説く。

二、先住民族の祭神 法領・法量・宝籠・豊隆・保呂羽権現、雲南・宇南・運南権現と表記は違うが、奥羽独特の神格がある。法領塚古墳が残るが、アイヌ語で大酋長をポロバという。日本人はアイヌ語のP音をF、B音で発音する。法領・雲南神を夫婦とする伝承があり、アイヌ語で母神をウスということからホロバ・ウンナンは大酋長夫婦の墳墓に淵源する。神道家・仏家によってあらぬ祭神名を押付けられないできた例といえる。

三、旅行神から鶏神 神名の音韻変化に伴ない、信仰内容も変化していく例を、奥羽地方に特徴的に分布する庭渡・二渡・鬼渡・鶏など表記は違うが、ニワタリ権現を例にして論じる。白河の関神、延喜式の伊波止和氣神社が仁和止利と変化し、行旅神として庭に祀られ庭辺の神と意識され、その音から鶏神となった。これは家鶏ではなく、鶺鴒のニワトリで、クナトリの神となり、クナド神、道祖神に習合していった。

四、六所神起源考 諸国の総社は六所神という考えが江戸初期から見られる。中山太郎氏の六所＝墓所説には同意出来ない。六所は六供、六種供養に由来するもので、神仏混淆の時代、社僧が神饌を取り扱う場合も、六供と呼び、その場所、六供所も奉仕する家も決まっていた。総社と神宮寺に両属した六供の家が、総社が廃れた後、六所明神と名乗ったり、子孫が氏子として残った場合、六供所神は氏神として祀られたのである。

五、美人國祖神記 出羽・越後に分布する古四王神社は、四天王に由来するとの説があるが、越民族の祖神、高志手の神にその起源がある。ツングース系の肅慎族が先住の夷、アイヌ人の地に割り込んだもので、大和朝廷は彼らを荒狄、夷狄と呼び、征討將軍も陸奥は征夷で、越後・出羽は鎮狄將軍とした。出雲の大國主命の妃になった沼河姫は越族の女神で、彼らが最後まで踏止どまった、秋田の地には美人が多いのである。

六、古四王神考 我々の祖先は祖神を中心に集落を作り、移動しても、氏神を中心に都邑を形成してきた。越族の祖神、越王神は、後に他の神仏と関係しながら、古態をとどめている例である。大彦命、越の道の君は越族の首長に大和朝廷が与えた名目であり、羽黒山の開山、能除大子は一族の道公宇夜古の出家名、能仁法師と考えられる。秋田の古四王神社は越王神を祀った基盤の上に、仏教の四天王信仰が結合したのである。

七、羽黒三所の話 羽黒山の歴史は平泉藤原氏以前は不分明であるが、越前の泰澄の流れを汲む弘海上人の開基説があるように越の文化に関係する。羽黒山では一山内の行政・司法はすべて山内の法で律し、俗権に対抗しては在庁を置いた。徳川時代、東叡山寛永寺、特に河井家の支配下でも、午王卷数を奥羽地方に配札していた。羽黒三先達の内、智憲院は諸国の巫女を統べる女別当職を任じていた。

八、佐具穀神社考 宮城県名取郡に鎮座する佐具穀神社は道祖神とも称する。『今昔物語』『源平盛衰記』にはこの神を崇敬・不敬した陸奥国司、平維叙・藤原実方の幸不幸が対照的に描かれている。佐具穀はサグエで、サキエの転訛であり、エは吉・可愛・善を表す。サキエの神、サイの神は男女の和合を守る幸の神であり、サキタマの神として旅行の守護神ともなった。佐具穀神は古来からの神号を現に伝える希有な例といえる。

九、虎屋の虎神像 仙台の虎屋横丁の由来は虎屋という薬店が在ったからである。この店に伝来した虎像は、長崎から江戸初期に玄林という医者が仙台にもたらしたという。外郎薬の本舗、小田原の宇野家も虎屋と称する。『雍州府志』の記載では、元の礼部員外郎、陳宗敬が来朝、博多に居し、その子孫が京都西洞院で透頂香を製薬した。小田原の外郎はその庶流という。仙台の虎屋もこの流れに連なるものであろう。

一〇、字符の話 十二、三歳の頃、ノリキという、文盲の佐々木萬徳氏が行う呪いで腫物をよく治してもらった。白紙に墨で字のようなものを書き、八角に切って患部に糊で貼る。剥離した紙は燃やすか、川に流した。萬徳氏は明治十四、五年に死んでこの法は絶えた。戊辰戦争の時、遠藤文七郎が「擗拍擗擗」と書いた軍旗を作った。サンバラ〜、ジヤクカウと読み、弾除けだったらしい。道教の符籙に由来するものであろう。

一一、ケタイ神と守本尊 陸奥地方ではケタイ神といい、子―観音、丑寅―虚空蔵、卯―文殊、辰巳―普賢、午―勢至、未申―大日、酉―不動、戌亥―八幡をそれぞれの生年の人の守本尊とする。天台宗の假諦神信仰で解説するより、十二支の配当を紀年でなく、方位に当てることから、八卦の體を以て八方位の守護を表した卦體神と解する。守本尊信仰は寛永の永代大雑書に記載されているようにその頃から普及した。

一二、馬蠶神話の分布 馬娘婚姻譚は中国の『神女伝』『搜神記』に記載があり、オシラ神の男像が雄馬の首、女像が婦人の首なのはこれに起源するが、イチコはこれを意識せず、馬首や鶏首に変えたりしている。古来の蚕飼育法には支那・百濟経由と、新羅伝来のものがあつた。白山神・白城神・加比留神は新羅系の蠶神であつたが、仏家が新羅神として、天台の地主神に祀りあげたため、加賀の白山神などから蠶神の神話が消えた。

一三、ふるさとの緬想 故郷秋田県生保内は、庄内・産内とも古書には見えるが、アイヌ語で大峽谷を意味する、オボロナイからきている。陸奥出羽の往還街道に沿うため、前九年の役始め、兵乱の場となった。戊辰戦争のことは南部兵が国見峠を越えて攻め入った様子を父から聞いた。イチコに南部の戦死者の口寄せを頼むと、敵とは言葉を交わさぬと言って出た。維新後、県道仙岩道路の開通で、秋田・岩手との交通が盛んになった。

以上が『東亞古俗考』の各論の要旨である。そこに共通して見られる視点は、「奥羽地方は民俗行事や民間信仰や方言などの古いものをいつまでも保存している特色がある」(『東亞古俗考』193頁、以下、本書よりの引用は、東-193頁のように記す)として、東北地方の民俗の実態を述べた後、その来歴を江戸期の好事家的伝統、和漢の古典の博搜を以て論じる姿勢である。相之助の漢

文の素養は明治16年、故郷生保内を出た時、雪の国見峠の助け小屋の燃え木尻に書き付けたという、

満天飛雪出家山 重疊連峰陸羽間 今日孤身境踰去 何時畫錦返郷關 (東-425頁)

の歌からも推される。この時代の青年の気概を感じさせる歌でもある。

藤原は東北地方は日本の民俗の古態を示すだけでなく、アイヌ民族と隣接するため、奥羽古代史と夷文化との関係はじめ、日本の東北地方とアイヌ民族の民俗との比較だけではなく、東北アジアの諸民族の民俗との相互交渉を考慮する必要性があることを説き、

日本の古い民俗が今の大東亞民族と、古い東亞圈民族との互にかけ合うたいぶきに成つたもの、決して渺くはなく、これを稽考することが應て古代日本の民俗を現代日本の進むべき道念の一義諦、一資材とせられるものと信ずるがまゝ、今度世に問ふことゝした(東-23頁)

と、執筆の意義を自ら述べている。特に、ツングース系の肅慎族の伝来を越文化と関係させ、オシラ神など東北アジア経由の民俗文化のルートを主張することは、中国・朝鮮経由の文化伝播が当然とされていた中で、炯眼と言えた。とはいえ、オシラ神を祀る女巫の存在はじめ、「伝染病が発生した時には瘟疫神を祭り、巫覡を頼んで法事を行ひ、紙糊船を作つて水際に送り出すなど、日本の昔の風俗に酷く似てる」(東-285頁)と中国、閩越地方の畚族の民俗にも目配りをしているのである。

藤原は、中国文化の本流をなす周秦系文化との関係ではなく、東北アジアの民族間で発達した大東太古文化の中で日本の文化を位置付けるために、

我々は既に日本と朝鮮との同祖一體関係を古史により証明したが、更に満蒙支を引くるめた洪荒の世代の同祖同族共通文化関係も、追々に闡明せられて東洋古史の上に新たな地歩を開くと共に、八紘一字と宣せられた我皇謨の淵源を、太古史の史実の上から御説明申上げる事の出来る日が来るであろう(東-237頁)

と考えたのである。戦時下の刊行という条件下の中で、東北の民俗文化の解明には、アジア的視点の必要なことを繰り返し、藤原は説いたのである。

藤原の民俗学の特徴の一つは、民俗資料と文献史料を駆使し、民俗の起源を遡及するところにある。時間軸上、歴史的には両者を繋ぐ、ソミカクダ=修験者が民俗の再構成に果たした役割を認めたことなどにその一端が窺われる。また、空間軸上ではアイヌ民族の民俗との比較作業を必ず考慮に入れたことである。更に、語彙や音韻の変化に対する言語学的関心の強さなどが指摘出来る。

新聞社の主筆をしていたからか、その文章は論理的であり、「地方官が兎角前任者の施設を喜ばず、何事によらず批難する傾きのあるのは今も昔も同じこと」(東-386頁)などと、民俗解釈においても現在の視点を加味している。ウイットに富む文体から、人間に対する省察の鋭さがうかがえる。また、文字史料に恵まれなかった東北の文人らしく、「地方の記録類は大事にして後世に残したいものである」(東-456頁)とも言っている。

藤原相之助は幕末・維新期に生を受け、大戦後に亡くなるという、文字通り、日本の近代を駆

け抜けた人である。柳田國男との交流も、「近年信州で発見された菅江真澄翁の遺著、鄙陋一曲の翻刻を柳田國男氏から贈つて下さった」(昭和5年、東-209頁)と見え、その関係も民俗学の学史上知りたいところではある。

『東亞古俗考』は東北の民俗の来歴を説いているようにみえながら、現実の人間・社会に対する鋭い洞察を含んだ書と言える。このような現実認識に裏付けられた執筆動機が、個々の事例においては訂正が求められるものがあるにしても、今日読んでも新鮮さを失わない理由であると考えられる。

次に、『東亞古俗考』における、藤原の民俗学的視点と方法をウンナン神の解釈に焦点を当てて取り上げてみたい。

二、藤原相之助とウンナン神解釈

奥州ことに、宮城、岩手両県に特徴的に分布する社祠にウンナン神がある。早く柳田國男もホウリョウ神、ニワタリ権現などの神とともに東北独特の神格とし注目したが⁽²⁾、このウンナン神解明に戦前では主に『旅と伝説』誌上で、藤原相之助⁽³⁾、続いて早川孝太郎⁽⁴⁾、鈴木棠三⁽⁵⁾がそれぞれ独自の立場で取り組んだ。

藤原の『東亞古俗考』(1943)中の論文、「先住民族の祭神」は『旅と伝説』誌に発表した、「奥羽に於ける先住民の祭神」(vol.10-1 1937)、「ウンナン神につき」(vol.11-6 1938)を合わせて、補訂したものである。

戦後は、相之助の死後のことにはなるが、資料報告も含めて、大島英介⁽⁶⁾、三崎一夫⁽⁷⁾がウンナン神を引き続き問題にした。しかし、現在このウンナン神は忘れ去られてしまい、調査において先人の報告の追認さえなし得ない状況にある。大島が論を発表した昭和28年当時でさえ、「然し現在これ(採訪)が極めて困難な状態であり、これが伝承は勿論、社地さえもが個人の氏神としてささやかに残っているのは良い方でまさに消え去らんとする直前である有様なので……」⁽⁸⁾と慨嘆しているのをみれば当然といえ、民間信仰の衰微という視点からも意味深い問題となる⁽⁹⁾。

安永年中(1772-81)に編纂された『仙台藩封内風土記』『風土記御用書出』(『宮城県史』23～28巻、1954-61所収)中には旧仙台藩領に雲南、運南、運安、運難、宇南、卯名、有南、温南、海波、鴉南、熅煥等表記は違うがウンナン社が多く記載され、全て権現名で呼ばれており、また、ウンナン(漢字表記は雲南で代表)神に関する地名をみると雲南林、雲南田、卯名沢等多く林、沢、田がつき地況がわかる。伝承では雲南神の多くは湧水、流れの近くに祀られ、また、落雷の跡に祀られるものだといわれている。雲南神はとくに栗原郡および北上川中下流域に多く分布するが(表I)、法領神は奥州一帯に分布する。

雲南神の由緒、沿革などはその多くが全く不明であり、祭神や本地仏をあげると春日明神、宇賀魂神、十一面観音、牛頭天王などであるが、虚空蔵菩薩を本地とする伝承が圧倒的に多い。また必ずと言えほど、鰻の伝説や鰻を食べてはいけない禁忌を伴っている。

この雲南神に対する本格的解明の嚆矢は藤原相之助によってなされた。藤原説の大略を示すと、

表1 旧仙台藩領における雲南・法領・庭渡社の分布

郡名	雲南	法領	庭渡	郡名	雲南	法領	庭渡
江刺	22	8	2	桃生	0	4	6
胆沢	17	3	1	牡鹿	0	2	22
気仙	5	4	0	黒川	2	0	7
西磐井	20	6	2	宮城	2	1	11
東磐井	13	4	2	仙台	—	1	2
栗原	38	6	3	名取	9	1	1
登米	7	2	0	柴田	4	1	2
本吉	13	0	7	刈田	0	1	3
玉造	2	1	0	亘理	0	0	—
加美	1	1	3	伊具	1	0	9
遠田	0	0	5	(岩手県)	5	2	—
志田	0	1	8	計	161	49	96

注 三崎一夫「雲南権現について」(『東北民俗』2, 1967年) 21頁より。

雲南神の多くは法領神に近接して祀られている。雲南神については、出羽で山椒魚のことをウンナンソウというので、ウナン、ウンナン、ウナ等の語から鰻、山椒魚、イモリ等の水界神性生物を祀った神とも考えられるが、神の使令とは考えられても動物そのものを神として祀った例は少ないとしてこれを退ける。法領、雲南神を夫婦神、男女神とする伝説(岩手県神貫郡上根子村法領林)があり、法領神は多く古墳上に祀られるもので、法領(ホロハと普通訓まれる)はアイヌ語で大酋長を意味する Propa、雲南神は母神を意味するウヌカムイ UnuKamui と解し、大酋長とその妻の墳墓と考えるのが妥当であるとする。

藤原によれば東北独特の神格は日本における他の例と違い神道家、陰陽家によって祭神名を牽強付会されることなく先住民族の祭神がそのまま伝承されているとする。

幸ひにして奥羽の法領権現も、雲南権現も、吉田やト部の家々の勘文を免かれ、あらぬ祭神を押付けられないで自然のまゝ推移して来たから、地方人も惑はされずに済み、今日研究の端緒も得易いわけだが、此點は奥羽の他の神社の研究に當つても、注意を要すること、考へる。(東-308頁)

しかし、藤原は自説を強調するあまり、早川の指摘するように雲南神の実態を確かめることをしていないなど今日からみると、資料操作に問題があり、また、アイヌ語には該当する神名がなく、日高地方で母をウヌと称することはあるが母を神に祀る観念はないとの指摘もなされており⁽¹⁰⁾、ただちに藤原説に首肯することはできないが、雲南神が先住民族の祭神であること、法領神と対応して祀られている点に着目したことは留意される。

これに対し早川孝太郎は、先ず「ウナン、ウンナン、ウナ、ウナギ等の語が水中、または泥中

を来往する動物に対し与えられたもので、堰堤の下亦は泉の底等に何年となく生命を保っている強靱な性質に強い靈威を認めていたことが考えられる」⁽¹¹⁾として鰻に水神としての神格を認め、また雲南神が湧水や田の近くに祀られることから、

雲南神が鰻と虚空蔵の信仰と絡んで古い湧水信仰を伝えて居たことは興味がある。それ等が人間生命の根源たる飲料水とは別に、水田経営に絡んで古い湧水信仰を伝えて居た事は殊に注意を惹く処である。従って湧水を求めて祀るという伝承も水田を支配する水の神であると同時に田の神としての要素を加えていたことも偶然ではない⁽¹²⁾

として雲南神：鰻→水の神→田の神の図式を示し、ウンナン神を鰻神と解釈した。

この早川説を補いつつ雲南神には雷神信仰が強くみられることを加え、田の神との関連を指摘したのが大島英介の説である。

鰻について付言しておく、アイヌ民族は鰻を蛇に似ているからと非常に嫌う。ジョン・パチラーが聞いた話では、鰻は、熊が鮭を取り過ぎて困っているのをみて、アイオイが砂浜の草で作ったものだという。その鰻をみて、熊が逃げ帰ったので、以後、アイヌの人達も鮭を取ることができるようになったという⁽¹³⁾。

しかし、藤原、早川の二説とも、雲南神の本地として虚空蔵菩薩が説かれ、鰻食禁忌など鰻との関係が聞かれたのが当時の雲南神信仰の伝承実態と考えられるのにもかかわらず、そこには注意せず、種々雑多な要素を取除き、その起源に遡及しようと試みたために中途で追加されたと考えられる虚空蔵菩薩を本地とする仏教的要素などは考慮の他にしかなかった。

このように起源論的遡及、仏教的要素の排除など、両者に共通する視点もみられるが、柳田国男、渋沢敬三の近くにおいて、当時の民俗学の研究動向を体現している早川の学説に対して、アイヌ民族の神格との関係を論ずる相之助の説は今日の民俗学からみても斬新な視角である。藤原のアイヌ民族の民俗文化に対する見解は次の一文によく示されている。

アイヌ研究者は兎角現存アイヌのみを規準としてこの民族の既往の行動に関する文献や口碑に疑を挟む傾向があるけれども、日本内地の先住民族たりしアイヌと現在の北海道や樺太のアイヌとを同一に見るのは間違ひだらうと思ふ。なるほど或る程度まで言語の共通だつたことは奥羽地方などに残つてゐる地名をみても知ることが出来るけれども、気質、習性、信仰、風俗等に至つては、歴史上の先住民族と現在の北地のアイヌと同じだつたことは考へられない。日本内地に於て、史前のアイヌ族が遺存したもの、分布は極めて廣汎で、南は九州の南部にまでも及んでゐるが、しかし、それ等の地方では歴史時代になると、概ね日本民族と渾融して異民族意識を失つて居た。奥羽に於けるアイヌ民族との関係も、多分南方の史前時代を歴史時代に迄引下げたゞけのことであらう。(東・305頁)

また、夷、アイヌ文化との交渉過程を視野に置くと共に、藤原の東北史観は稲作に対する、雑穀文化に基づいている。奥羽・陸奥の征夷過程で、朝廷は国衙・郡衙・櫛城を置き、文武官人、兵士を備え、原住民を馴服させ、移民も入れ、令制に従い、租税徴収のために、水田稲作を進めた。しかし、稲作は寒地冷水風土条件に合わず、朝廷は奥羽北部の拓殖計画を放棄した。米に頓着し

ない雑穀食の原住民，土豪の抬頭と対立が東北史の基調にあると見ている。徳川中期までは年貢政策下にあっても稗田の方が稲田よりも多かったと言い、「稗は奥羽の原作物なのである。私が十数年来，奥羽では稗の研究が必要だと主張するのは，この歴史的事實から出発してゐるのである」（東-440頁）と力説しているのである。

ウンナン神研究のその後の学説の展開を見ておこう。

ウンナン神の起源遡及よりも，その本地を虚空蔵菩薩とし，信者は鰻を食べてはいけないなど鰻に関する伝承と深く関わることに注目して，佐野賢治はウンナン神を鰻神と認めた上で，その発現形態を論じた。田仙台藩領にウンナン神が特徴的に分布するのは，近世初期の新田開発に伴なう洪水被害の類発の中で，洪水の当体とイメージされた鰻を災害消除に効験を示す虚空蔵経の利益を以て調伏して行つた，真言系修験の動態によるものとしたのである。洪水は世の終末と同時にこの世の始まりとなる。鰻は洪水の起因者と考えられながら，坊主に変身して洪水予知をして，人々を救う。北上川下流域に伝わるこのような，物言う鰻伝説の内に修験者の活動の反映を見たのである⁽¹⁴⁾。

藤原の構想とは逆に，鰻を介して北方アイヌ世界より南太平洋の民族文化との関係，それも，洪水や地震というカタストロフィの当体者や救済者として神話に登場する鰻に目が向けられた。小島環禮は八重山諸島からフィリピン諸島にかけて伝わる，鰻が蟹のハサミに挟まれた時，怒るので地震が起こるとの説話を分析し，日本本土の地震鯨は二次的なものでその基層には，琉球諸島の鰻型が認められるとした⁽¹⁵⁾。さらに，後藤明は仙台地方のウンナン神を糸口に，日本各地，南西諸島，東南アジア，南太平洋の鰻・蛇・鰐・鮫などの水に関係深い生物の登場する神話の分析をし，海霊や水霊信仰の系譜探ろうと試みた。中でも鰻は洪水の起因者，大地を支える世界魚として，また死体が化生しココ椰子起源などに深く結び付く擬人化された形象として重要な指標なることを指摘している⁽¹⁶⁾。

中世史，特に莊園絵図研究の中で，宇奈根社の性格を巡って，用水の守護神と把らえるか，洪水除けの神と考えるかの論争は，陸奥国骨寺村（岩手県一関市巖美町本寺）のウナネ社を焦点になされた。大石直正はウナネを用水の取水口を意味する古語，ウナデに由来するとして，用水神と考え⁽¹⁷⁾，牛山佳幸はウナネ地名の地理的条件，環境などを，伊賀・上野・武蔵の事例も上げて検討し洪水除けの神と結論した⁽¹⁸⁾。

ホウリョウ神については，新谷正隆が『北方風土』紙上で資料および学説の整理を行い，その分布が出羽の最上川・雄物川流域，陸奥の仙台平野・北上川流域・三戸八戸地方に集中することを指摘し，渡来した官人により，古代の官衙周辺から広まったとした。その起源については，『楚辞』などに記載のある雷神，豊隆と考えられるとしている。また，アイヌ語でサソリ座をホヤウ，龍に例え，カンナカムイ，上方の神，雷神ということから，アイヌ民族の雷神信仰と豊隆神との関連は，モンゴル族の龍の神話も含めて検討の余地があるとする⁽¹⁹⁾。実際，秋田城址からは，『文選』の詩の一部を記した木簡が発見され，各地の国府址からも『論語』の一部などが書かれた木簡が出土している。藤原の指摘した通り，これらの古典が地方でも学ばれていたのである。

いずれにせよ，藤原相之助が祖上にあげた，東北の一地域で祀られるウンナン神が，その神名

や鰻を指標にして、東北アジアから南太平洋まで、民俗比較のテーマとして現在まで引き継がれてきているのである。

次には、『日本先住民族史』を取り上げながら、藤原相之助の日本人論・日本文化論についての学説とその時代的背景を、今日的意義を含め考えてみたい。

註

- (1) 藤原 勉 『東北民俗論－日本の古代文化と東北の民俗、その言語民俗学的研究－』
1960. 147頁 東北民俗の会
- (2) 柳田国男 『定本柳田国男集』第27巻 筑摩書房 1970 326頁
- (3) 藤原相之助 「奥羽に於ける先住民の祭神」『旅と伝説』vol.10-1 1937, 「ウンナン神につき」
『旅と伝説』vol.11-6 1938
- (4) 早川孝太郎 「鰻と水の神」『旅と伝説』vol.11-6 1938, 「鰻と蛇」『旅と伝説』vol.17-1 1944
- (5) 鈴木棠三 「東北地方の神祠」『旅と伝説』vol.16-2 1943
- (6) 大島英介 「奥州におけるウンナン神とホウリョウ神」『史潮』48 1953
- (7) 三崎一夫 「雲南権現について」『東北民俗』2 1967
- (8) 大島英介 前掲注(6) 23頁
- (9) 近年のウンナン神の状況について、筑波大学の民俗学実習の折に訪れた岩手県北上市口内町地区の例をあげておく。

「ウンナンサマ」は口内二区の、田の中に鎮座し、雲南神社の額が掛かっている。信心のあったものが東磐井郡の磨沢という所から100年ほど前に勧請したという。豊作の神様である。昆野ショウエモン(屋号、当主・昆野将元氏)の家が別当をしている。鰻を食べてはいけないということは聞かない。鰻といえ、旧暦7月7日のナナカビに井戸さらいをした後、井戸に鰻を放した。作神様として、ホウリョウサマが、ヤマブキ(屋号)宅の上手に祀られている。宝良神社と書かれ、中国から来た神様だという。口内五区には雲南田と呼ばれた良い田圃があった。(1997.11.4 調査、話者；千葉定美[明治44年生]、千葉良美[大正13年生])

口内町地区のウンナンサマ関係の史料として、次の二点がある。

雲南 宇南権現社九尺四面卯辰の方向 別当 御百姓 又兵衛

(『下口内村風土記』年代不詳)

一、宇南 宇南権現社 但別当地主 市郎兵衛 祭日九月十九日

右社長壱間半横一間東向相建申候

(『水押村風土記』安永2年)

また、当地の郷土史家・伊東金次郎氏(大正2年生)の調査資料によると、

口内三区 雲南様石堂 巾30 高30 宇上野田 開田為脇地山際崖に祀る

口内五区 雲南大権現 宇24番地 明治44年6月4日 奉座 近藤力蔵 高一尺一寸

八分 現別当 近藤昭厚 南西方に500米位の所に御堂があったが破れたので現在別当宅に安置する。

- 口内五区 法量大権現 字樋渡 65 天明丙午稔 五月十八日吉祥 佐藤作之丞
高一尺八寸五分 現別当 菅野洋文
- 口内五区 虚空蔵菩薩・地藏菩薩 新田 高七寸 高六寸 別当新田 菅野一郎
- 口内五区 虚空蔵菩薩・早池峰山大権現・巖鷲山大権現
新田 文化庚午七年九月十三日 嘉太郎他11名 高四尺七寸
- 口内七区 宇南権現社 字森 199 長4尺×巾2尺 社主 千葉将英
宇南権現社 字森 208 一間半×一間 水押の作神様で集落中央の水田にあった。昭和43年移転 社主 昆野将光
- 口内九区 宇南権現之宮 行仕 宇南山 石堂 別当 鈴木正勝

伝承・史料などから口内地区にはウンナン社が5社ほどあったことが判るが、現在、残るのは口内七区から昭和43年移された口内二区の雲南神社だけである。ウンナン社が水田経営に関係し、作神的性格を示した痕跡が今日ではうかがい知れるのみである。

- (10) 三崎一夫 前掲注(7) 23頁
- (11) 早川孝太郎 『旅と伝説』vol.11-6 17頁 1938
- (12) 早川孝太郎 『旅と伝説』vol.11-6 17頁 1938
- (13) ジョン・パチラー 『アイヌの生活と伝統』1995.432頁 青土社
黒潮の魚・鰻と親潮の魚・鮭の対比、熊と人の関係、海と山の相関など興味ある内容の話である。
- (14) 佐野賢治 「鰻と虚空蔵信仰—禁忌の歴史民俗学的—考察—」『民族学研究』41-3.1976
(『虚空蔵菩薩信仰の研究』1996 吉川弘文館 所収)
- (15) 小島環禮 「鰻と蟹が地震を起こす神話—琉球諸島の神話の系譜のこころみ—」
『日中文化研究』5.1993
なお、アイヌ民族は、地震は、アメマス・アカエイ・カジカなど地中に棲んでいる大魚が身動きすると生ずると考えていた。そして、この世の創造神がこれらの魚が動かぬようにその頭に金串を刺し、左手で押さえているのだという。知里真志保『知里真志保著作集』2.1973 11-12頁 平凡社
- (16) 後藤 明 『物言う魚たち—鰻・蛇の南島神話—』1999 小学館
- (17) 大石直正 「東北中世村落の成立—中尊寺領骨寺村」, 羽下徳彦編『北日本中世史の研究』1990 高科書店
- (18) 牛山佳幸 「“ウナネ” およびウナネ社について—伊賀・陸奥・上野・武蔵の事例から」, 『信州大学教育学部紀要』80.82 1993.12., 1994.8
- (19) 新谷正隆 「ホウリュウ神の神号と地名の分布」『北方風土』29.1994
「ホウリュウ神に関する資料」『北方風土』39.1999

ホウリョウについては地名を中心に、秋田県で研究が進んでいる。佐藤貢「ホウリョウ権現とホウリョウ地名について」『秋田地名研究年報』15.1999、伊藤忠温「ホロワとホウリョウ」『北方風土』25.1992など参照。また、秋田県内にはウンナンの神名・地名は現在にも、過去にもないという。秋田市寺内町では現在でも小型の山椒魚をウンナンソウという。斎藤廣志・新谷正隆「秋田県でのウンナン地名は確認できませんでした」『地名談話室』6.1995
日本地名研究所

新刊紹介

『環—歴史・環境・文明—』

F. ブローデルやA. コルバンなど社会史関係の書籍を多数刊行してきた藤原書店が、歴史・環境・文明をテーマとした学術総合雑誌『環』を創刊した。創刊号では「歴史認識」の特集が組まれ、歴史学、思想史、政治学、経済学、民俗学など幅広い分野からの刺激的な論考などが収められている。

近年、歴史学、民俗学、人類学では社会史への関心が高まっている。最近はこれまで社会史が対象としてきた民衆の歴史に対して、ほとんど記録を残さずに18～19世紀に生きた木靴職人の人生を大胆な手法で描き、社会史に「個人性」を与えようとしたA. コルバンの『記録を残さなかった男の歴史』（渡辺響子訳 藤原書店 1999）への評価が高く、昨秋の日本民俗学会では同氏の講演会が開催された。

本雑誌には、来日したA. コルバン氏と赤坂憲雄（民俗学）、網野善彦（日本史）、二宮宏之（西洋史）の3氏が、A. コルバン氏の『記憶を残さなかった男の歴史』を題材にしてこれからの歴史学、民俗学、人類学の在り方について検討した座談会と、「“感性の歴史”をめぐって」というタイトルで、A. コルバン、吉増剛造（詩人）、故宮田登（民俗学）の3氏による2つの座談会が収録されている。

前者の座談会は、昨秋の日本民俗学会でのA. コルバン氏の講演会が開催された翌日に行われたものである。日本民俗学会では同氏の講演終

了後、「語られるムラ・書かれる村—ムラの可能性の再発見—」という題のシンポジウムが開催され、座談会に参加した赤坂憲雄氏もパネラーとして発言している。

このシンポジウムで「伝承の場の相対化」と「歴史至上主義者」という言葉で批判された赤坂氏は、座談会に触発されて「柳田以後の民俗学のために」という小論を本雑誌に掲載している。赤坂氏は持論の柳田の「国民俗学—「一つの日本」を批判し、「いくつもの日本」を探ることを主張し、これまでの都市民俗学、「アジアを拒んだ—国民俗学を唯一の道具に携えて、アジアへと出かけてゆく滑稽ぶり」を批判し、「国民俗学の破綻を指摘している。さらに歴史学との協同だけでなく、考古学との協同への大胆な第一歩を提言し、民族史的景観を越えた民俗考古学の構想を提唱している。

『東北学へ』に代表される赤坂氏の東北をフィールドとする一連の研究が、上述の歴史学そして考古学との協同、民俗考古学の構想という主張にどのようにリンクしていくのか、同じ東北をフィールドにしている者として興味がある。

今後の民俗学と歴史学の協同関係を考えていく上で、本雑誌の一読をすすめたい。

（宮内貴久）

B 5 判 358 頁、2000 年春季号、藤原書店 2,000 円